

農地法第 3 条許可申請の提出書類一覧表

〔 提出期限は毎月 2 5 日までです。 〕

	必須の提出書類	内 容	チェック欄
①	農地法第3条の規定による許可申請書	・ 記入漏れや間違いのないよう記入 ・ 譲受人、借受人が法人の場合は法人用の申請書に記入する	
②	土地登記簿謄本 ※原本かつ発行から 3 ヶ月以内のもの	全部記載事項証明書（最寄の法務局：大江本局、阿蘇大津支局、御船法務局証明サービスセンター）	
③	字図及び位置図	所在が確認できるもの（法務局または役場税務住民課等。地籍調査が終わっていれば、WebGIS から出力した地図データでも可）	

	必要に応じ提出が求められる書類	内 容	チェック欄
①	住民票または戸籍の附票など	・ 申請者の住所と土地登記簿謄本の住所が相違する場合に添付 ・ 譲受人、借受人が町外に居住の場合に添付	
②	営農計画書	・ 新規就農者の場合に添付	
③	事業計画書	・ 権利取得者が例外法人の場合に添付	
④	耕作証明書	・ 譲受人、借受人が町外居住の場合に添付	
⑤	法人の全部事項証明	・ 申請者が法人の場合に添付	
⑥	法人定款または寄付行為の写し		
⑦	契約書の写し	・ 法第 3 条第 3 項による許可の場合（解除条件付貸借契約） ・ 農業者年金経営移譲の場合	
⑧	その他参考となる書類		

【申請書の提出から許可書交付まで】

①書類審査後、現地調査を行います。

②毎月開催される農業委員会総会に諮った後、許可となったものは後日、許可書交付についての通知を申請者宛送付し、各交付場所にて受領いただきます。